

業務仕様書

1 件名

令和6年度北九州市国民健康保険特定健診データ分析及び受診勧奨業務

2 委託の目的

福岡県北九州市（以下「発注者」という）国民健康保険の令和4年度特定健診受診率は35.2%であり、第3期データヘルス計画で設定している「令和11年度に受診率60%」という目標値との乖離は大きい。他の年代と比較して受診率が低い40～59歳の若い世代および、その他受診率の向上に影響が大きいと考えられる対象者層に対して、データを活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健診受診率の向上を図る。

3 発注者が行う業務

(1) 関係データ等の提供

- ア 発注者は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1「発注者が受注者に提供するデータ等」）を受注者に提供する。
- イ データの提供に当たっては、原則として、発注者から受注者へLGWANを通じて提供または直接手渡しするものとする。
- ウ イの運用ができない場合は、受注者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）の利用により発注者受注者間でデータの授受を行う。
- エ イ、ウとも運用ができない場合は、発注者受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

4 受注者が行う業務

(1) データ分析業務

受注者は前項により発注者が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。なお、受領したデータの保存拠点は日本国内とすること。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

発注者から提供される各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等して、受診勧奨すべき対象者の優先順位付けを行う。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより優先順位付けした「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを基に分析し、対象者の特徴別に複数のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、①受診勧奨すべき対象者をグループ分けして、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する発注者の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

オ 医療機関ごとの特定健診実施状況等の分析業務

医療機関ごとの特徴を捉えることを目的として、①特定健診対象者における医療機関ごとの通院者数、②特定健診実施医療機関における対象者の通院状況及び特定健診受診状況、③特定健診実施医療機関における直近1年間の特定健診受診状況、④特定健診未実施医療機関における対象者の通院状況及び特定健診受診状況について分析を行い、リストを作成する。

(2) 通知による受診勧奨業務

受注者は(1)に定めるデータ分析の結果を元に、次のとおり受診勧奨を実施する。

ア 対象者

40～59歳の北九州市国民健康保険特定健診対象者で、受診勧奨通知発送時点で令和6年度の特定健診受診確認ができない者。ただし、北九州市第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の目標を達成するため、有効と考えられる場合は協議の上、その他の年代および当該年度の法定報告値として算出しない対象者に対しても受診勧奨を行う場合がある。40～59歳の最大実人数は39,960人であるが、発送数は受診者等の数により変更となる場合がある。

イ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ナッジ理論を踏まえ、ソーシャルマーケティング手法（想定されるタイプへのインタビュー調査等を元にした行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法）を活用して作成する。なお、通知物は5種類以上とする。

ウ 前年度受診情報の印字

前年度受診情報が確認できる対象者に対しては、以下に則り対象者の決定と通知物の作成を行う。

i) 対象者の決定

FKAC167より前年度の受診が確認できた対象者のうち発注者の承認が得られた対象者を送付対象とする。

ii) 通知物の作成

過去に統計的手法等に基づき効果検証した実績が証明できる通知物を発注者の実態に即した内容に修正して作成し、前年度に個別健診を受診している対象者には受診した医療機関を印字できる枠を掲載する。

エ 通知物の印刷

発注者が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着ハガキ形式で印刷する。圧着ハガキの種類は、V型を基本とする。但し協議のなかで金額に変更がなければZ型も可とする。また、ウ i) で決定した対象者に関しては、ウ ii) で作成した通知物に前年度受診した医療機関を個別印字する。

オ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字、カナまたは英字の印字にて行う。通知物に直接印字できない場合は、宛名ラベルの貼付でも可とする。

受注者の指定する形式の外字ファイルを用い、外字への変換に対応する。

この際、転居情報などは、発注者が提供する情報に全て反映されているものとする。

カ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

キ 受診勧奨対象者の最終決定

発注者から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

ク サンプル納品

通知物納品時に、発注者に対し各10部のサンプルを納品する。

ケ 通知物の発送

完成した通知物を発送する。

コ 通知物の発送回数

年度内2回以上

令和6年9月頃、令和6年12月頃予定（発注者受注者による協議の上決定する。）

(3) 通知物のデザイン作成業務

通知物のデザイン案を作成し、データを納品する。

ア 対象者

60～74歳の北九州市国民健康保険特定健診対象者で、受診勧奨通知発送時点で令和6年度の特定健診受診確認ができない者。(5)の対象者を除く。

イ 通知物の種類

2種類（ハガキの表面のみ）（1回目送付用、2回目送付用）

送付時期については（2）と同時期を想定しているが、発注者受注者による協議の上決定する。

ウ 納品方法

CD-Rに格納しPDFで納品する。

（4）特定健診Webサイトの作成業務

受注者は、受診を促すためのWebサイトを、発注者受注者協議の上作成する。

Web案内ページの作成にあたっては、健診実施医療機関の位置情報が確認できる機能や、携帯電話から直接電話をかけることができるなど、健診予約につながる要素を取り入れること。

また、既存の集団検診予約センターネット予約サイトへアクセスできるようにすること。

（5）SMS（ショートメッセージサービス）を活用した受診勧奨

ア 対象者

受注者は、40～65歳の北九州市国民健康保険特定健診対象者で、受診勧奨通知発送時点で令和6年度の特定健診受診確認ができない者のうち、携帯電話番号を保有する者に対し、SMSを活用した受診勧奨を実施する。40～65歳の最大実人数は7,700人であるが、発送数は受診者等の数により変更となる場合がある。

イ 通知物の内容

通知メッセージについては、ナッジ理論を踏まえ、他自治体において特定健診Webサイトへのアクセス状況や受診率への効果が見込まれたメッセージを活用して作成する。また、特定健診WebサイトのURLを表示し、配信元は対象者の使用キャリアに応じて発注者の連絡先電話番号または特定の数字とする。

ウ 通知物の校正

通知メッセージの内容に関しては、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

エ 受診勧奨対象者の最終決定

発注者から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に通知する。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。受注者は勧奨対象者リストを発注者に納品する。

オ SMSの通知回数

年度内2回程度

令和6年9月頃、令和6年12月頃予定（発注者受注者による協議のうえ決定する）。

（6）報告及び納品、その他業務

受注者は委託期間中、ア～オの報告業務等を行う。

ア 期中報告業務

（1）に定めるデータ分析の結果について、本市全体および区ごとにまとめ、発注者に対し報告する。

イ 完了報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を発注者に対し報告を行う。報告に当たって必要なデータは、発注者から受注者へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

委託期間が満了したとき、または業務が完了したときは、業務に係るデータの消去あるいは廃棄について、発注者に対し報告する。

また、再委託を行った場合は、再委託の結果および再委託先の業務に係るデータの消去あるいは廃棄について、発注者に対し報告する。

ウ 電子データの納品

委託期間が終了するまでに、通知物の原稿（電子データ：PDF）を納品する。

エ 情報セキュリティインシデント対策

個人情報扱う環境においては、不正プログラム対策ソフトウェアおよび修正プログラムの適用による対策を行う。

情報セキュリティインシデントが発生した場合は、原因特定のため、アクセスログを発注者に提出する。なお、業務計画書に情報セキュリティインシデントが発生した場合のエスカレーションルールを記載すること。

オ その他必要とされる業務

発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。本契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

5 発注者・受注者が行う業務

（1）委託業務の開始に当たり、発注者・受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを

実施する。

(2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

6 その他の特記事項

(1) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

(2) 受注者が従来から著作権を有する著作物を除く、成果品の著作物に関する著作権は受注者に帰属するが、受注者が成果品を外部に提示する場合、事前に発注者の許可を得るものとする。

(3) その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。